

水のライフサイクルで住みよいまちづくり

公共下水道へ早期接続のお願い

町では、快適で住みよいまちづくりのために公共下水道整備を進めています。供用開始になりました区域については、早めの公共下水道接続をお願いいたします。

整備された下水道も、積極的に活用していただければ、効果は期待できません。

下水道への早期接続にご理解とご協力をお願いします。

下水道の役割

●家の環境が良くなります

水洗トイレが使えるようになり、清潔で快適に暮らせるようになります。

●町の環境が良くなります

排水を水路などに流さなくなるため、悪臭や蚊、ハエなどの発生を抑える効果があります。

●川や海がきれいになります

排水は下水処理場できれいに処理されます。

排水設備について

排水設備とは、台所・お風呂・トイレなどから公共汚水マスに接続するまでの配管などのことを言います。

この排水設備の工事費については個人負担となります。

[表 1]

区分	算定方法
① 上水道のみを使用	上水道の使用水量で算定
② 井戸水や地区の水道を使用	井戸水や地区の水道の使用水量で算定（町がメータ器を設置します）
③ ①,②を併用して使用	使用水量を合算して算定

接続は指定工事店で

排水設備工事は、町に登録のある指定工事店でなければ工事をすることができません。工事の流れは次のとおりです。

- ① 指定工事店に見積りを依頼
- ② 指定工事店と契約
- ③ 指定工事店が町へ「排水設備等確認申請書」を提出し、町の許可後に着工
- ④ 工事完了後、指定工事店が「工事完了届」を提出
- ⑤ 町の担当者や指定工事店の責任技術者が立会い完了検査を行う

※指定工事店の一覧表は、建設下水道課下水道係または宮原振興局総務振興課窓口で配布しています（ホームページにも掲載）。

漏水などについて

すでに下水道を使用されており、水源が、地下水または簡易水道の人で、漏水などの疑いがある場合はお問い合わせください。

公共下水道排水設備接続助成金制度

町では、公共下水道処理区域内で、水洗便所に改造しようとする人や排水設備を設置する人へ予算の範囲内で助成金の交付を行います。

◎助成金種別

【水洗便所改造工事費等助成金】

下水道供用開始の日から3年以内に下水道への接続が完了された人。

【排水設備工事費助成金】

下水道供用開始の日から3年を経過した処理区域（宮原地区を含む）で下水道の接続が完了された人。

◎対象

交付要件および表2に該当する場合。

※新築や建替、事業所などは対象となりません。

◎交付要件

- ・処理区域内の一般家屋の所有者またはその同意を得た使用者で町内居住者であること。
- ・町内に居住する成年者で独立の生計を営む人。

[表 2]

工事種別	助成金額	備考
くみ取り便所からの改造工事	8万円	—
単独浄化槽からの改造工事	4万円	—
合併浄化槽からの改造工事	3万円	補助金を受給していないもの
〃	2万円	補助金を受給しているもの

・町税および下水道受益者分損金を滞納していない人。



【お問い合わせ先】

建設下水道課 下水道係
☎52・5862（直通）

まちづくりを考える

第2次総合振興計画策定に向けた
まちづくり講演会・まちづくりワークショップ

4月22日氷川町文化センターにおいて、まちづくり講演会とまちづくりワークショップを開催しました。現在、町では今後10年間のまちづくりの指針となる「第2次氷川町総合振興計画」を策定中です。町の将来像を考え、総合振興計画を策定できるように、そのノウハウを学びました。

講演会は、早稲田大学大学院の後藤春彦教授を講師に、「総合計画の策定プロセスとその先の住民自治」のテーマで講話が行われました。

総合振興計画策定は住民自治を育むうえで重要な機会であると話され、5つのまちづくりのシナリオを挙げられました。

- ①この町が受け継いできているもの、役に立つ過去は何かを探し出す。
- ②イベントなどを通じて成果を地域に還元する。
- ③まちづくりワークショップを開催し問題の発見と共有を行う。
- ④計画づくり、ルールづくりへ展開し問題の解決へつなげる。
- ⑤まちづくりを担う人をつくり管理運営する組織を育てる。



▲ワークショップで意見をとりまとめ

講演会終了後は、各種団体代表者と職員による「まちづくりワークショップ」を開催し、町が今後10年間に目指すべき将来像を考え、そのために取り組むべきことを検討しました。

今後は、策定プロジェクトチーム会議や総合振興計画策定審議会などの会議で計画を練っていきます。

町を担う人材育成にエール

氷川町人材育成研修助成制度

この制度は、町民の人が自主的に行う人材育成研修に対して助成を行い、その成果をもって町の発展に寄与することを目的としています。研修を計画されている人は、ぜひ活用をご検討ください。

◆対象研修

国内外の先進地での研修、調査および視察で、次のいずれかの目的のために実施するものとします。

- ①教育や文化、産業などの分野で、視野を広め、知識や技術などを身に付けるため
 - ②地域が抱える課題解決の手法を体得するため
- ※研修後の町内への波及効果が期待できないもの、研修自体を目的としたものなどは対象とならない場合があります。

◆対象者

(すべてに該当)

- ※同一の研修への申込は5人以内です。
- ①町内に居住している人で、申請時点で満年齢60

◆助成額

- 歳以下の入
- ②地域活動や団体活動に参加するなど、帰町後その成果を積極的に生かすと認められる人
- ③過去3年以内に本助成金の交付を受けていない人

◆申請方法

申請書を氷川町宮原振興局総務振興課まちづくり推進係まで提出してください。

◆申請期限

平成30年1月31日

詳細については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮原振興局 総務振興課
☎62・2317 (直通)

